

公益財団法人 全労連会館



役 員 規 程



公益財団法人 全労連会館

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全労連会館定款第6章の規定に基づき、本法人の役員の職務と報酬を定めることを目的とする。

(役員の定義)

第2条 この規程で役員とは、定款第21条による理事及び監事をいう。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、週3日以上勤務するものをいう。
- 3 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(理事の職務)

第3条 理事は、定款第23条に基づき職務を誠実に就業し、協力して本法人の発展に尽くさなければならない。

(常任理事会)

第4条 理事の職務の調整と本法人の事業の民主的、スムーズな運営を図るため、理事会の下に常任理事会を設ける。

- 2 常任理事会の構成は理事長、常務理事及び理事会が選出した理事とする。
- 3 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

(役員の報酬)

第5条 法人は、定款第27条に基づき、役員に報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は、別表1（常勤役員の報酬月額）及び別表2（非常勤役員の報酬年額）のとおり定める。
- 3 前項における各々の常勤役員の報酬月額、及び各々の非常勤役員の報酬年額は、表を適用し、理事長が定める。
- 4 常勤役員、及び理事長に対する退職慰労金は、別表3（退職慰労金の算出算式）に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支払)

第6条 常勤役員の報酬月額は、当月の25日を支払日とし、支払日が休日の時は、その前日に繰り上げる。

- 2 常勤役員の報酬月額は、銀行などへの振込み、又は通貨を持って直接役員にその全額を支払う。ただし、法令に基づき報酬月額から控除すべき金額がある場合は、その金額を控除して支払う。
- 3 非常勤役員の報酬年額は、年度末に銀行などへの振込み、又は通貨をもって直接役員に支払う。ただし、監事へは、監査の時に支払う。

4 退職慰労金の支払いは、退職給与規定の取り扱いに準じて行う。

(報酬等の辞退)

第7条 役員は、報酬及び退職慰労金を辞退することができる。

(改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

この規定は、2014年4月1日から改訂・施行する。

別表1 「常勤役員の報酬月額」

第1号	250,000円	「1～2年目」
第2号	300,000円	「3～4年目」
第3号	350,000円	「5年目以降」

別表2 「非常勤役員の報酬年額」

第1号	10,000円	「非常勤理事」
第2号	15,000円	「監事（専門家以外）」
第3号	50,000円	「非常勤常任理事」
第4号	85,000円	「監事（税理士等）」
第5号	100,000円	「理事長」

別表3 「役員退職慰労金の算出算式」

- ① 「常勤役員」 「常勤役員の退職時の報酬月額」 × 「在職年数」
- ② 「理事長」 「非常勤役員の報酬年額」 × 「在職年数」 × 1/4

